

年 月 日

香川県丸亀市長

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

[illegible]

年 月 日 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、未だ下記の介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第6条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

なお、支払方法変更の記載をおこないますので、被保険者証を提出してください。

提出先	丸龜市役所	課	提出期限
-----	-------	---	------

また、滞納保険料額が著しく減少した場合、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、すみやかに丸亀市役所 課に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

[illegible]

※上記は 年 月 日 現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

お問い合わせ先

丸亀市役所 課

不服申立て及び取消訴訟

この通知について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に香川県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヵ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。